

第2章第3部 検査

通則

(通則の変更)

4 保険医療機関が、患者の人体から排出され、又は採取された検体について、当該保険医療機関以外の施設に臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律第2条第2項に規定する検査を委託する場合における検査に要する費用については、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

(通則の削除)

5 学校教育法に基づく大学又はその医学部若しくは歯学部の附属の教育研究施設としての附属病院その他の高度専門病院のうち別に厚生労働大臣が定める基準に該当するものである保険医療機関における検査に要する費用については、厚生労働大臣が別に算定方法を定めた場合にあっては、この表の規定にかかわらず、当該算定方法により算定するものとする。

4 保険医療機関が、患者の人体から排出され、又は採取された検体について、当該保険医療機関以外の施設に臨床検査技師等に関する法律(昭和33年法律第76号)第2条に規定する検査を委託する場合における検査に要する費用については、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

(削除)

第1節 検査料

(歯科一般検査)

歯周組織検査
(注の削除)

注 2 区分番号 A 0 0 4 に掲げる歯周疾患継続総合診療料を算定した日と同一月に行った歯周組織検査に係る費用は、歯周疾患継続総合診療料に含まれるものとする。

→ (削除)

歯周疾患継続治療診断料
(区分の削除)

歯周疾患継続治療診断料 100 点

注 1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関において、初診の日から起算して 3 月を経過した患者に対し、区分番号 D 0 0 2 に掲げる歯周組織検査を最後に算定した日から起算して 1 月を経過した後に歯周組織検査を行い、病状が安定期にあることを確認し、継続した治療の必要性を認め、患者の同意を得て継続治療計画を策定し、患者に対し、その内容を文書により提供した場合に算定する。

注 2 歯周疾患継続治療診断料を 1 回算定した後、当該診断料を算定した日の属する月の初日から起算して 1 年を経過するまでは再度算定できない。

→ (削除)

歯科口腔継続管理治療診断料
(区分の削除)

歯科口腔継続管理治療診断料 80点

注 1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関において、歯肉炎等に罹患している混合歯列期の患者であって初診の日から起算して3月を経過した者に対し、口腔内の状態の検査を行い、病状が定期期にあることを確認し、継続した治療の必要性を認め、患者の同意を得て、継続治療計画を策定し、患者に対し、その内容を文書により提供した場合に算定する。

注 2 歯科口腔継続管理治療診断料を1回算定した後、当該診断料を算定した日の属する月の初日から起算して1年を経過するまでは再度算定できない。

→ (削除)

(区分の新設)

(新設)

歯科疾患継続管理診断料

100点

注 1 保険医療機関において、初診の日から起算して3月を経過した患者（当該保険医療機関において、区分番号B000-3に掲げる歯科疾患総合指導料を算定した患者に

限る。）に対して、口腔内の状態の検査を行い、病状が安定期にあることを確認し、継続した治療の必要性を認め、患者の同意を得て、検査結果に基づき継続治療計画を策定し、患者に対し、その内容を文書により提供した場合に算定する。

注2 当該所定点数には、検査（区分番号D002に掲げる歯周組織検査を除く。）及び画像診断の費用が含まれるものとする。

注3 歯科疾患継続管理診断料を1回算定した後、当該診断料を算定した日の属する月の初日から起算して1年を経過するまでは再度算定できない。